

○熱海市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成17年4月1日

告示第36号

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活が営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

(平19告示39—3・一部改正)

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、成年後見制度に係る審判の申立て（以下「申立て」という。）及び申立てに要する費用並びに成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬等に対する支援（以下「成年後見人等の支援」とする。）とする。

(令3告示37・一部改正)

(申立て)

第3条 前条に規定する申立ては、市長が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、必要があると認めるときに行うものとする。

(平19告示39—3・平29告示102・一部改正)

(申立支援対象者)

第4条 申立ての支援対象者は、要支援者であり、かつ、配偶者若しくは2親等内の親族がない者又は4親等内の親族があっても音信不通の状況等にある者で、市長が本人の保護のために申立ての支援を行うことが必要と認めたものとする。

(平19告示39—3・一部改正)

(申立ての種類)

第5条 市長が行う申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条の後見開始の審判
- (2) 民法第11条の保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判

- (4) 民法第876条の4第1項の保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項の補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項の補助人に代理権を付与する審判

(平19告示39—3・一部改正)

(申立費用の負担)

第6条 市長は、第3条の申立てを行う場合において、申立支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、申立てに必要な手数料、登記印紙代及び鑑定（診断書の作成）費用（以下「申立てに要する費用」という。）は、市が全額又は一部を負担するものとする。

- (1) 申立てに要する費用の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である者
- (3) 申立てに要する費用を負担することにより、生活保護法による要保護者となる者

2 前項の鑑定費用については、申立支援対象者1人につき5万5,000円を上限とする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、市があらかじめ支出し、審判により選任された成年後見人等に当該費用を請求するものとする。

(令3告示37・一部改正)

(成年後見人等の支援対象者)

第7条 成年後見人等の支援を受けることができる者（以下「成年後見人等支援対象者」という。）は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

イ 生活保護法第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者

- (2) 介護保険法第13条に規定する本市の住所地特例対象被保険者

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により、本市から介護給付費等を支給する旨の決定を受けている者

- (4) 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者

(平 2 9 告示 1 0 2 ・ 令 2 告示 7 7 ・ 一部改正)

(成年後見人等の報酬の助成及び対象期間)

第 8 条 市長は、成年後見人等支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、家庭裁判所が決定した報酬の額の全部又は一部を助成するものとする。

(1) 家庭裁判所が決定した報酬対象期間の末日において本人が有する預貯金、現金、有価証券等の合計額から、当該家庭裁判所が決定した報酬の額を控除した額が 3 0 万円を下回る者

(2) 現に生活保護法に定める被保護者である者

(3) 成年後見人等の報酬等を負担することにより、生活保護法による要保護者となる者

2 成年後見人等に対する報酬の助成額は、家庭裁判所が決定した報酬の額の範囲内とし、成年後見人等支援対象者が在宅の場合にあっては月額 2 万円、施設入所又は長期入院の場合にあっては月額 1 万 2, 0 0 0 円を限度とする。この場合において、同一の月に在宅の期間と施設入所等の期間が混在する場合は、在宅者とみなすものとする。

3 助成対象期間は、家庭裁判所が決定した報酬対象期間とする。ただし、当該報酬対象期間の終期から起算して 2 年前の日までを限度とする。

(平 2 9 告示 1 0 2 ・ 令 3 告示 3 7 ・ 令 7 告示 4 5 ・ 一部改正)

(助成金の支給申請)

第 9 条 成年後見人等支援対象者が助成金の支給を申請しようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 後見等又は後見監督等開始の審判書謄本又は登記事項証明書の写し

(2) 報酬付与の審判書の写し

(3) 財産目録その他の被後見人等の資産状況が分かる書類の写し

(4) 被後見人等の生活保護受給証明書又は生活保護決定通知書の写し（生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、家庭裁判所の審判があった日から起算して 3 月以内に行わなければならない。

(平 2 9 告示 1 0 2 ・ 全改、令 3 告示 3 7 ・ 一部改正)

(助成金の支給決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、申請者の心身の状況、生活状況等を調査の上、利用の適否を決定し、申請者又は成年後見人等に通知するものとする。

(平20告示91・平29告示102・一部改正)

(助成金の請求)

第11条 成年後見人等支援対象者は、前条の規定により助成の決定を受けたときは、速やかに当該助成金に係る請求書を市長に提出するものとする。

(平29告示102・全改)

(譲渡及び担保の禁止)

第12条 第10条の規定による助成金の支給の決定を受けた者は、当該決定を受けた権利を譲渡し、又は担保にしてはならない。

(平29告示102・全改)

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(平29告示102・全改)

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平20告示91・旧第19条繰上、平29告示102・旧第16条繰上・一部改正)

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第23号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第39—3号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第38—6号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第91号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第31号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成２９年告示第１０２号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の熱海市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定及び様式により提出されている申込書は、改正後の熱海市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定及び様式により提出された申請書とみなす。
- 3 改正後の第７条から第１３条までの規定は、この告示の施行の日以後に申請される助成金の支給について適用し、同日前に申し込みされた成年後見人等の支援に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（令和２年告示第７７号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、施行日以後に家庭裁判所の審判があった場合の成年後見人等の報酬の助成に適用する。
- 2 改正後の第７条の規定は、この告示の施行の日以後に（家庭裁判所から）後見、補佐又は補助開始の審判を受けた者について適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の熱海市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定及び様式により提出されている申込書は、改正後の熱海市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定及び様式により提出された申請書とみなす。

附 則（令和３年告示第３７号）

- 1 この告示は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 改正後の熱海市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に決定される報酬の付与の審判に係る成年後見人等に対する報酬の助成について適用し、同日前に決定された報酬の付与の審判に係る報酬の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和７年告示第４５号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第9条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

年 月 日

熱海市長 あて

熱海市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者（成年 被後見人等）	住 所			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
成年後見人等	住 所			
	フリガナ		電話番号	
	氏 名	印		
	類 型	☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助 ☐ 後見監督 ☐ 保佐監督 ☐ 補助監督		
報 酬 額	円			
対 象 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			
生活保護受給 の 有 無	☐ 有（受給開始年月日： 年 月 日から） ☐ 無			
施設入所・ 入院の有無	☐ 有（入所・入院年月日： 年 月 日から） ☐ 無			

備考 報酬額の欄は、報酬付与の審判により決定した額を記入してください。

別記様式（第9条関係）

（平29告示102・旧様式第1号・全改、令2告示77・令3告示37・一部改正）